

【技 1-24】

住民等への情報伝達・発信等（災害時）

【基本的事項】

災害廃棄物の処理にあたって住民等へ伝達・発信すべき情報は、対応時期によって異なる。対応時期は、「災害初動時、災害廃棄物の撤去・処理開始時、処理ライン確定～本格稼働時」の3つに分けて考えることができる。これらの対応時期に適正な情報の伝達・発信を行い、住民等の混乱を防ぎ、迅速に対応することが必要である。

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	<ul style="list-style-type: none"> 自治体庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し 自治体のホームページ マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容） 	<ul style="list-style-type: none"> 有害・危険物の取り扱い 生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥等の収集体制 問い合わせ先 等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	<ul style="list-style-type: none"> 広報宣伝車 防災行政無線 回覧板 自治体や避難所等での説明会 コミュニティFM 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場への搬入 被災自動車等の確認 被災家屋の取り扱い 倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続き等）等
処理ライン確定～本格稼働時	<ul style="list-style-type: none"> 災害初動時と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法 	<ul style="list-style-type: none"> 全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報 等

図 対応時期ごとの発信方法と発信内容

【留意事項】

対応時期ごとに情報の伝達・発信するうえで留意する事項について以下に述べる。

(1) 災害初動時

- 優先して伝達すべき情報（被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物資支給）の周知を阻害することや、多種の情報を提供し、混乱を招かないように配慮する。
- 対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないように、Q&A集などを作成し、情報の一元化に努める。
- どの時期にどのような情報を伝えるかの大きなロードマップを示す。

(2) 災害廃棄物の撤去・処理開始時

- 具体的な取り扱いが決定しない段階では、住民側に対して当面の対処方法について明示する。
- 仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信する。
- 被災現場での初期分別及び仮置場での分別・整理のため、計画するフローに沿った分別の手引きを、写真やイラストを用い、誰にでもわかりやすいものを作成する。

(3) 処理ライン確定～本格稼働時

- 仮置場への搬入に関する通行禁止・不可ルート等を明示し、円滑に処理できるよう住民及び事業者に対して協力を要請する。

(4) 全般

- 情報発信時には、発信元及び問合せ先を明示する。
- 外国人に向けて、英語版のチラシを作成する¹⁾。
- 障害者や高齢者に向けて、多種多様な情報提供手段を準備し、被災者全体への情報提供に努める。

出典：1) 第5回地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会資料「情報発信・広報」

災害廃棄物の野焼きについて（第一報）

震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）

取り纏め：国立環境研究所

【関係法令】

廃掃法第 16 条（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃掃法施行令第 14 条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

太字部分は今般の震災に関して関連すると考えられる項

【提言】

1. 災害廃棄物の野焼きは、廃掃法第 16 条に定める焼却禁止の原則や廃掃法施行令第 14 条に定める例外規定に基づきその実施是非について判断すべきであるが、下記の理由により、原則として「禁止」を提言する。野焼きが可能な災害廃棄物は、ダイオキシン類の排出削減対策が実施された廃棄物焼却施設等（仮設を含む）*で処理する。

提言理由：

- ・ 煙・ばいじん等による呼吸器疾患の増加、視界の悪化が懸念されるため。
- ・ ダイオキシン類などの有害化学物質の発生・拡散・汚染を制御することが不可能なため。
- ・ 飛び火による延焼の危険性が增大するため。

詳細な理由は、下記【提言 1 の理由の詳細】を参照。

*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「同施行令」「同施行規則（以下、「規則」と呼ぶ）」等の構造基準、維持管理基準を満たした焼却施設など（以下、「焼却施設等」と呼ぶ）。例えば、廃棄物焼却施設の具体的な要件は、「規則」第 4 条第 1 項第 7 号や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」（H9，衛環 251 号）などに従う。

2. 一方、廃掃法施行令第14条二、五に該当すると解釈されるケースについて、下記【提言2の注意点】に留意しながら、「**最小限**」の野焼きを緊急措置として検討する可能性がある。

野焼きを例外的に実施することが検討される場合：

- ・震災/津波直後の停電や燃料不足により、暖房（熱源）を必要とする場合。
- ・感染症の拡大などの公衆衛生上の重大な支障が生じており、該当廃棄物を緊急かつ現場で焼却/焼却する必要があるが、震災/津波被害により近傍の「焼却施設等」が停止している場合。

以上の事由以外で、災害廃棄物の量が多いこと、「焼却施設等」の処理能力が不足していること、「焼却施設等」が災害被害により機能停止していることなどは、災害廃棄物の野焼きの理由として認めない方針を提言する。

【提言1の理由の詳細】

下記の理由は、いずれも野焼き作業者のみならず、周辺住民などへの影響も考慮している。

1) 煙・ばいじん等による呼吸器疾患の増加、視界の悪化

- ・野焼きにより発生する煙及び煙中の煤・ばいじん（煤煙）は、呼吸器疾患などの発病・悪化原因となることが知られている。被災地において呼吸器疾患の増加・悪化が懸念されている状況下で、その要因を増加させることは慎むべきと考える。
- ・燃焼状態や規模にもよるが、野焼き時には多量の煙が発生し、視界を妨げる場合がある。被災により、道路状況などが不安定な状態での視界低下は二次災害を増やす要因になると考えられる。

2) ダイオキシン類などの有害化学物質の発生・拡散・汚染

- ・廃棄物の野焼きは燃焼を制御できず、また排ガスの処理ができないため、「焼却施設等」での制御焼却時に比べ、ダイオキシン類など有害化学物質の環境放出量が極めて大きい（燃焼条件などによるが、数桁大きい放出量となる）。
- ・廃棄物の野焼き時に発生する焼却残さには、高濃度のダイオキシン類が残留しており、土壤汚染などを引き起こす原因となる。このような焼却残さが混入した土壤では、ダイオキシン類の環境基準や監視基準を超過する事例も報告されている。
- ・廃棄物の野焼きなど非制御下の燃焼では、ダイオキシン類のみならず、臭素化ダイオキシン類や多環芳香族炭化水素化合物（PAHs）、一酸化炭素（CO）などその他の有害化学物質の放出量も多い。
- ・室内などでの野焼きは、一酸化炭素中毒に繋がる危険性がある。

3) 飛び火による延焼の危険性が増大

- ・消防施設（消防署や消防車など）が被災している状況において、災害廃棄物の野焼きの飛び火による延焼が発生した場合、対処が遅れる危険性が高い。

【提言2の注意点】

上記【提言1の理由の詳細】の理由から、原則、災害廃棄物の野焼きを行わないようにする。上記2.に基づいてやむを得ず、野焼きを検討する際は、下記の点に注意する。また、野焼きを行う作業員以外

に、周辺住民などへの健康影響にも十分な注意を払う。

1) 非常時に野焼きする災害廃棄物の種類

下記の災害廃棄物でも海水が浸透したものは野焼きしてはならない。また、プラスチックが混ざらないよう配慮を行う。

- ・木材（CCA 木材を除く。泥や釘、プラスチックなどが付着している場合は、できるだけ取り除く。）
- ・紙類（プラスチック等でコーティングされていないもの）
- ・木綿などの天然繊維類（プリントがないもの）
- ・感染症などの拡大を引き起こす可能性のある廃棄物（生ごみや食品残さ、動物の死体など）

2) 非常時でも野焼きしてはならない災害廃棄物の種類

- ・金属類（釘、ケーブルなど）
- ・プラスチック類（ケーブル、フィルム、ラップ、ポリタンク、塩ビ管など）
- ・蛍光灯
- ・電気電子製品
- ・海水が浸透した廃棄物

3) 焼却方法及び焼却時の留意点

- ・焼却残さが周辺土壤に漏れないように、十分留意する。
- ・屋内など換気の悪い場所で行わない。
- ・風下に避難所など人が多く集まる施設や場所がないような場所で行う（阪神淡路大震災では野焼きの大量の煙で近隣に迷惑をかけ、苦情が多発した）。
- ・周辺に可燃物がないか確認する（ガス漏れ等も確認が必要）。
- ・作業者等は極力風上に立ち、防塵マスク（可能なら活性炭入りのマスク、通常のマスクは適切でない）をする。
- ・焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること。下から空気を吹き込む等、方法を工夫すること。廃棄物の投入量を多くし過ぎないように注意する。
- ・有炎燃焼が望ましい。
- ・消火器などを近傍に設置する。
- ・作業後或いは野焼き場所に近づいた後は、うがいや石鹸等による手洗いなどを励行する。

4) 焼却後の残さ（灰）などの処理

- ・焼却後の残さ（灰）は、高濃度のダイオキシン類で汚染されている可能性が高いため、密閉容器に移し（飛散や余熱による延焼の防止に努める）、特別管理廃棄物として取り扱う。

以上